

令和8年7月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第212号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和8年6月17日

判 決

5 当事者及び訴訟代理人の表示は別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 被告らは、原告1に対し、各自次の金員を支払え

(1) 2729万4193円

(2) 2611万8726円

10 (3) 上記(1)の金員に対する令和8年6月18日から支払済みまで年5分の  
割合による金員

2 被告らは、原告2に対し、各自次の金員を支払え

(1) 2729万4193円

(2) 2611万8726円

15 (3) 上記(1)の金員に対する令和8年6月18日から支払済みまで年5分の  
割合による金員

3 被告らは、原告3に対し、各自次の金員を支払え

(1) 150万円

(2) 140万7050円

20 (3) 上記(1)の金員に対する令和8年6月18日から支払済みまで年5分の  
割合による金員

4 被告らは、原告4に対し、各自次の金員を支払え

(1) 150万円

(2) 140万7051円

25 (3) 上記(1)の金員に対する令和8年6月18日から支払済みまで年5分の  
割合による金員

5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

6 訴訟費用は被告らの負担とする。

7 この判決は、主文第1項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

## 5 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

1 主文1項ないし主文4項（ただし各項の(1)の金員に限る）と同旨

2 被告らは、原告1及び原告2のそれぞれに対し、各自(1)3579万4193  
円に対する平成5年1月13日から同年4月26日まで年5分の割合による金員及  
10 び(2)2729万4193円に対する平成5年4月27日から支払済みまで年5分の  
割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告3及び原告4のそれぞれに対し、各自150万円に対する平  
成5年1月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

15 本件は、亡A（以下「被相続人」という。）の家族である原告らが、被告らに対し、  
被告らが暴行により被相続人を死亡させたと主張して、共同不法行為に基づき損害賠  
償金及び民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合に  
よる遅延損害金の連帯支払を請求した事案である。被告らは、不法行為の請求原因を  
否認するほか、遅延損害金について弁済の抗弁等を主張し、遅延損害金の請求金額を  
20 争った。

本件請求債権に関しては、平成16年5月28日言渡しの確定判決（仙台高等裁判  
所平成14年（ネ）第192号。以下「平成16年判決」という。）が存在するほか、  
その消滅時効中断を目的に提訴された第二次訴訟に対して平成28年8月23日に  
言い渡された確定判決（山形地方裁判所平成28年（ワ）第10号。以下「平成28  
25 年判決」という。）が存在している。（甲1、7）

### 第3 当事者の主張

1 原告らの主張（請求原因）

(1) 平成5年1月13日、被告らを含む少年7名は、新庄市の中学校体育館内で、被相続人に対し、ロングマットの中心部の空洞に、同人を頭部から逆さに押し込むなどの暴行を加え、そのまま放置し、その結果、同人を同日午後7時頃に死亡させた。

5 (2) 原告らは、上記暴行により以下の損害を被った。

ア 被相続人の損害

逸失利益5887万3522円、慰謝料5000万円

イ 原告1固有の損害

葬儀費用1392万7600円、慰謝料2500万円、弁護士費用1200万円

10 ウ 原告2固有の損害

葬儀費用1392万7600円、慰謝料2500万円、弁護士費用1200万円

エ 原告3及び原告4固有の損害

慰謝料各1000万円

(3) 原告1及び原告2は被相続人の親であり、上記(2)アの損害に対する賠償金債  
15 権を2分の1ずつ相続した。

(4) よって、原告らは、共同不法行為に基づき、連帯して、上記損害及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、平成16年判決で認容された損害額及び遅延損害金の限度で求める。

2 請求原因に対する被告らの認否

20 請求原因事実(1)は否認し、同(2)及び同(3)は知らない。

3 被告らの主張（抗弁）

(1) 遅延損害金に対する連帯債務者らの弁済

原告らは、平成16年判決の口頭弁論終結時以降、本件請求債権に基づく強制執行手続等により、次の金額を配当等として受領した。これらの金額の限度で遅延損害金  
25 害金は一部弁済されている。

原告1 1962万1060円

原告2 1962万1060円

原告3 110万0004円

原告4 110万0003円

## (2) 消滅時効（被告1に対する請求について）

5 本件請求債権に基づき、原告らは、被告1を債務者として強制執行を申し立て、平成27年10月2日発令の債権差押命令により被告1の給与債権を差し押さえ、同年12月までにそれぞれ配当金を受領した。この給与は、同年10月20日を支払期限とするものであり、同日までに原告らは取立権を取得していたから、同日以降、原告らはこれを取り立てることができた。したがって、債権差押命令により中断した消滅時効は、同月21日から新たに進行し、令和7年10月20日の経過をもって10  
10 年の時効期間が経過した。被告1は、この消滅時効を援用する。

### 4 抗弁に対する原告らの認否及び再抗弁

(1) 被告らの抗弁(1)の主張事実は認める。

(2) 被告らの抗弁(2)の主張は争う。

15 被告1に対する請求債権の消滅時効は、平成27年10月2日の債権差押命令により中断した後、原告らが平成27年12月21日に配当金を受領し、同月25日の債権執行申立ての取下げによりその時点で中断事由が終了した。同日から新たに進行した時効が完成する前の令和7年11月17日、原告らは本件訴えを提起しており、同日以降時効の完成猶予が生じている。

## 20 第4 判断

### 1 請求原因について

被告らは、原告主張の請求原因事実を否認して本件請求を争うものの、本件請求と同一の請求債権を行使した民事訴訟に対する平成16年判決が、すでに請求原因の一部を認めて認容する判断をしていると認められる（甲1）。平成16年判決で確定さ  
25 れた原告らの損害賠償請求権は、同訴訟の事実審口頭弁論終結時においてその認容部分の限度で存在することについて既判力が生じているとともに、本件請求原因と同一

の事実を認定した平成16年判決を受けたにもかかわらず、これに反して請求原因事実を否認して請求を争うことは、信義則上も許されないというべきである。よって、請求原因事実を認めることができる。

## 2 抗弁(1)について

5 抗弁(1)の事実は当事者間に争いがない。

ただし、本件請求債権に関する平成28年判決の口頭弁論終結時は平成28年5月31日であるところ、抗弁(1)の弁済額の中には、同日以前に訴外の共同加害者2名(平成16年判決の共同被告)が行った、強制執行手続による取立金又は配当金による弁済(合計87万7431円)が含まれている(乙7～13)。にもかかわらず、この部分  
10 分は、平成28年判決では、その存在が主張立証されなかったことにより、弁済として考慮されていない(甲7、弁論の全趣旨)。

しかしながら、上記弁済の事実が平成28年判決において考慮されなかった背景には、(1)弁済の時期が、平成28年1月5日ないし同年5月31日と、平成28年判決の口頭弁論終結の日と近接していたこと(乙7～13)、(2)事件発生から23年を経た共同加害者間において、他の者に対する強制執行により一部が弁済されたことを知  
15 ることは事実上極めて困難であること、(3)平成28年判決の訴訟係属直前ないし係属中に強制執行により一部弁済を受けていた原告らも、その事実を裁判上で明らかに  
していなかったこと(甲7)、という被告らにおいてやむを得ない事情があったと認められ、被告がこれらの弁済を本件請求に関して主張することは、信義則に反するもの  
20 とはいえない。

よって、抗弁(1)は理由がある。

## 3 抗弁(2)について

平成29年法律第44号による改正前の民法147条2号による、差押えを理由とした時効中断の効果は、差押えに係る強制執行手続が終了する時点まで継続するものと解することが相当である(現行の民法148条2項参照)。  
25

これを本件についてみるに、証拠(甲5、6、乙1)及び弁論の全趣旨によれば、

(1)原告らは、本件請求債権に基づき、被告1を債務者として強制執行を申し立て、平成27年10月2日、債権差押命令が発せられたこと、(2)同命令により差し押さえられた被告1の給与等債権は、同月20日を弁済期とするものであり、第三債務者がこれを供託し、同年11月25日に配当期日が開かれ配当が実施されたこと、(3)原告らは、この配当期日後に強制執行の申立てを取り下げたこと、という事実が認められ、これによれば、本件請求債権の時効中断の効果は、同年10月2日の差押えから、同年11月25日以降である取下げの日までは継続していたこととなり、時効期間が再度進行を始めたのは同日ということとなる。

そうすると、原告らが本件訴訟を提起したのが、それから10年を経過する前である令和7年11月17日であることは当裁判所に顕著である以上、本件請求債権については、時効の完成猶予の効果が生じているというほかない。

よって、消滅時効の援用をいう被告らの主張は理由がなく、時効の完成猶予をいう原告らの再抗弁は理由がある。

#### 4 請求債権について

(1) 平成16年判決の主文における認容額は、前記第1の請求の趣旨と同額であるところ、ここまでの判断によれば、原告らの請求は、平成16年判決で認容された損害賠償金元本（原告1及び原告2はそれぞれ2729万4193円、原告3及び原告4はそれぞれ150万円）を求める部分に理由があるほか、遅延損害金については、平成16年判決で認容された金額から、自己又は他の共同不法行為者の弁済額を差し引いた限度で理由があることとなる。

そこで、本件口頭弁論終結時（令和8年6月17日）における金額について計算を行うと、以下のとおりとなる。

#### (2) 原告1及び原告2

ア 平成16年判決の認容した遅延損害金の計算を行うと、3579万4193円に対する年5分の割合による金員は、平成5年1月13日から同年4月26日までの104日分として、50万9944円となる。また、2729万4193円に対する

年5分の割合による金員は、平成5年4月27日から本件口頭弁論終結時までの33年52日分として、4522万9842円となる。

$$35,794,193 \times 0.05 \times 104 \div 365 = 509,944.667$$

$$27,294,193 \times 0.05 \times (33 + 52 \div 365) = 45,229,842.838$$

5 イ 弁済額（各1962万1060円）を充当後の、本件口頭弁論終結時における遅延損害金残は、各2611万8726円となる。

(3) 原告3及び原告4

ア 平成16年判決の認容した遅延損害金の計算を行うと、150万円に対する平成5年1月13日から年5分の割合による金員は、本件口頭弁論終結時まで33年1  
10 56日分として、250万7054円となる。

$$1,500,000 \times 0.05 \times (33 + 156 \div 365) = 2,507,054.795$$

イ 弁済額（原告3は110万0004円、原告4は110万0003円）を充当後の、本件口頭弁論終結時における遅延損害金残は、原告3は140万7050円、原告4は140万7051円となる。

15 5 よって、原告らの請求は、損害賠償金の請求は全部理由があるほか、遅延損害金については、一部の限度で理由がある。

山形地方裁判所民事部

裁判官

宮 崎

謙